

志賀原発 活断層の可能性

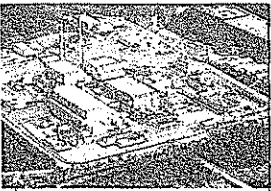
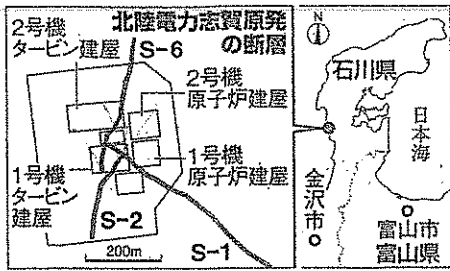
規制委 有識者会合で一致

原子力規制委員会の有識者会合は13日、運転停止中の北陸電力志賀原発（石川県の1号機原子炉建屋など）重要施設の直下にある断層について、活断層の可能性が否定できないとする見解で一致した。新規制基準は活断層の上に重要施設を設置することを認めていない。北陸電は活断層ではないと主張しているが、結論を覆せなければ1号機は廃炉を迫られる。

▽37面II地元では

1号機の直下

有識者会合は次回、結論をまとめた報告書案を示す方針。原子炉建屋直下の断



志賀原発

層について活断層の可能性を指摘する報告書が出れば、日本原子力発電敦賀原発2号機（福井県）に続いて2例目になる。志賀原発の敷地内には複数の断層がある。このうち、1号機原子炉建屋の直下を

北陸電力唯一の原発。福島第一と同じ沸騰水型炉の1号機（出力54万キロワット、運転開始1993年）と改良型沸騰水型炉の2号機（1335・8万キロワット、同2006年）の2基ある。2号機は昨年8月、再稼働に向けた審査

を原子力規制委員会に申請した。1号機は申請していない。06年には営業運転中の原発として初めて、耐震性をめぐり、2号機の運転差し止めを命じる判決が金沢地裁で出たが、上級審で原告側敗訴が確定した。

横切る「S-1」断層は、2012年7月、旧原子力安全・保安院の専門家会合で、有識者から建設当時の地層の詳細なスケッチをもとに「典型的な活断層に見える」などと指摘された。この場所は建設のため削られているため、北陸電はS-1断層の延長部を掘削するなどと調べ、活断層ではないと主張していた。有識者らは、北陸電の調査結果をもとに14年2月と今年4月の2回現地調査し、会合で議論を重ねてきた。13日の会合では、活断層を示す明確な証拠はないが、スケッチや断層の観察結果などをとくに、活断層であること否定できない

い、と判断した。海から1、2号機のタービン建屋につながる冷却用の配管の直下を横切る「S-2」「S-6」についても延長部を掘削するなどして調べたが、活断層ではないとする北陸電の主張は認められなかった。この配管は耐震安全上の重要施設。活断層と判断されれば、移設などの対応をしないと運転できなくなり2号機も廃炉を迫られる可能性がある。北陸電は、2号機について再稼働に向けた審査を申請し、1号機も申請をめざす。会合後、金井豊副社長は「主張が認められず、納得できるものではない。仮定に基づく推論が多いとい

う印象だ。審査の場などで主張していく」と話した。（川田俊晃）

◇ 原子力規制委員会の有識者会合は、敦賀原発2号機のほか、東北電力東通原発（青森県）で、原発敷地内にある断層が「活断層であること否定できない」との判断を出している。

一方、関西電力大飯原発（福井県）では重要施設の直下の断層が活断層ではないとの結論が出された。同美浜原発（同）も有識者会合が今月、敷地内の断層が活断層ではない可能性が高いとする報告書案をまとめた。